様式第3の10号（第7条関係）

知的障害者居宅生活支援　居宅受給者証

居宅受給者証の注意事項欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 十 |  | 十 |
|  | 注意事項1　この証は、各ページをよく読んで大切に持っていてください。2　指定居宅生活支援又は基準該当居宅生活支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定居宅生活支援事業者又は基準該当居宅生活支援事業者に提示してください。3　指定居宅生活支援を受けるときに支払う単位あたりの金額は、利用者負担額欄に記載された金額です。ただし、基準該当居宅生活支援事業者によるサービス提供を受ける場合等は、市町村の窓口にお問い合わせください。4　支給期間を経過したときは、居宅生活支援費及び特例居宅生活支援費の支給を受けられませんので、支給期間を経過する前に、市町村にこの証を添えて、居宅生活支援費の支給の再申請をしてください。5　支給量の変更をする必要がある場合は、支給量の変更の申請をすることができます。6　この証の1ぺージの記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。 |  |  | 7　支給期間内に、居住地を他の市町村の区域に移すと、この証は使えなくなります。居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。また、支給期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村（旧居住地の市町村）に届け出てください。8　この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。また、再交付を受けた後、失ったこの証を発見したときは、速やかに、市町村に返してください。9　受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。10　不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。11　この証に記載されていない知的障害者居宅生活支援については、居宅生活支援費及び特例居宅生活支援費の支給は受けられません。 |  |
|  |  |